

令和2年度夏季手当（第2回）団体交渉

① 日 時 令和2年6月19日（金）18時52分～19時07分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）鈴木副区長会会長（目黒）、田中副区長会副会長（港）、
佐藤副区長会副会長（荒川）、山口副区長（千代田）、佐藤副区長（文京）、
宮崎副区長（世田谷）、白土副区長（中野）、山本副区長（江戸川）、
志賀副管理者、鈴木人事企画部長、小池調査課長、小林勤労課長、
金子人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）吉川委員長、中條副委員長、峰村副委員長、小宮山書記長、
八田企画調査担当部長、西寫賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、
高木教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。

さて、内閣府による今月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある」とし、また、その先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとし、引き続き警戒感を示しております。

国内経済が非常に厳しい状況にある中で、特別区の財政の先行きは、予断を許しませんが、特別区は、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していかなければなりません。

私どもは、この間、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりましたが、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、国、他団体の動向等を踏まえて、引き続き、

慎重に検討してまいります。

次に、職務段階別加算に関する要求について申し上げます。

職務段階別加算は、職務・職責に応じた適切な給与処遇を実現することを目的としたものであります。

今後も、国や他団体の動向を踏まえつつ、職責に応じた加算という制度の趣旨に則って検討してまいりたいと考えております。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

期末手当、勤勉手当の支給割合については、人事委員会の勧告を踏まえ、国や他団体の状況等を考慮した上で決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別給における欠勤等の取扱いに関する要求について申し上げます。

現行の制度は、他の給与制度との均衡や各休暇制度の趣旨等を考慮して構築しているものであり、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在のサービスの状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、人事委員会の勧告に関する要求について申し上げます。

皆さんからは、公民比較方法の見直しを始めとする7項目に関し、人事委員会に要請するよう要求をいただいておりますが、独立した専門的な人事行政機関である人事委員会への要請は、慎重の上にも慎重を期すべきものであり、基本的には、困難なものと考えております。

次に、雇用と年金の接続について申し上げます。

17日に閉会した通常国会に提出されていた「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は廃案となった一方で、「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議となりました。

このように、公務員の定年引上げの取扱いは、先行きが見通せない状況にありますが、私どもといたしましては、まずは、国の動向について、引き続き、注視してまいりたいと考えております。

次に、保育教諭について申し上げます。

令和元年度の「保育教諭等のあり方検討部会」の報告書では、次の申合せ事項を決定しております。

まず、保育教諭を兼職する職員は、保育士の職にある者を原則とすることといたします。次に、幼保連携型認定こども園の園長を兼職する者は、行政系管理職員を原則としますが、幼稚園長や保育園長等も兼職できる取扱いといたします。

私どもといたしましては、この申合せ事項について、皆さんと合意した当面の対応自体を変更するものではなく、合意の範囲内での運用として、取り扱うものと考えておりますが、報告書の内容については、皆さんと意見交換をしてみたいと考えております。

最後に一言申し上げます。

先月25日に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されましたが、職員の皆さんには、区民生活への影響を最小限に抑えるために、今なお、一丸となって、懸命に取り組んでいただいております。区長会として、改めて、厚く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈特区連〉

ただいま、特区連が5月18日に提出した「2020年度夏季一時金等に関する要求書」への回答等が示されました。

夏季一時金については、国及び他団体の状況や民間企業における支給状況等を考慮した結果、特区連の要求に応えられる状況になく、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことです。また、加算措置の改善を始めとする諸要求についても、従来の認識を繰り返すにとどまり、事実上ゼロ回答となっております。

夏季一時金支給月数については、支給日も迫ってきており、了といたしますが、引き続き、年間一時金支給月数の改善を求めていくものです。

また、加算措置の改善を始めとした諸要求については、いずれも重要な要求であり、引き続き、検討と協議を求めるものです。

その上で、いくつか申し上げます。

第一に、一時金の年間支給月数についてです。

特別区職員の一時金は、前回の団体交渉でも申し上げましたが、人事委員会が実

施している民間給与実態調査で比較対象とする企業の規模からみても、「民」と「公」における一時金の算定基礎の違いからみても、民間の実態を精確に反映したものとはなっておりません。「民間準拠」というからには、こうした問題を直ちに是正すべきであります。

なお、特別区職員の一時金は、支給月数に、「所定内賃金」ではなく、給料月額、地域手当、扶養手当の「三者ベース」を乗じて支給しており、この算定基礎の違いの結果、民間従業員の一時金支給額より低くなっていることは、これまでも指摘してまいりました。

この算定基礎の違いによる一時金支給額の差の一定程度について、一時金加算措置により補完してきたことについては、労使双方で一致をみているところです。しかし、皆さん方は、一時金加算措置について「職務・職責に応じた適切な給与処遇を実現することを目的としたもの」と、職務段階による加算という一面だけを強調しております。

私どもは、算定基礎問題は、早期に解決すべきものと考えております。早期の解決が困難であれば、一時金加算措置について、「職務段階」の強調だけではなく、適用範囲の改善を求めるものです。

第二に、本年の人事委員会勧告についてです。

特区連は、公民比較方法の見直しを始めとする7項目に関し、人事委員会に要請するよう求めましたが、皆さん方からは、「独立した専門的な人事行政機関である人事委員会への要請は、慎重の上にも慎重を期すべきものであり、基本的には、困難」との回答であります。

しかし、人事委員会による理不尽な勧告が繰り返されれば、新型コロナウイルス対策を始め、区民福祉の向上のために働く職員の意欲を著しく削ぐことになり、更には、有為な人材の確保にも大きな影響が出ることは明らかです。

行政系人事・給与制度の見直しの実態を踏まえた公民比較方法の見直しが行われ、本年の勧告において、少なくとも国や都、他団体と同等の賃金水準に回復させる適切な算定結果が得られるよう、引き続きの対応を、改めて要請するものです。

第三に、定年延長と、雇用と年金の接続についてです。

通常国会においては、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」と「地方公務員法の一部を改正する法律案」は、成立には至りませんでした。

公務員の定年延長に関する今後の動向については、予断を許しませんが、特区連は、区長会が、政府の定年延長の動向を注視するだけでなく、特別区に相応しい定

年延長等、新たな制度構築を早急に進めていくよう求めます。

また、定年延長の動向に関わらず、特別区の再任用職員の賃金水準は、国を大きく下回っており、この問題は、速やかに解決されるべきです。そして、60歳を超えて働く再任用職員の賃金水準について、その収入だけで60歳台前半の生活を支えることのできるものとするため、給料月額はもとより、一時金も含めた改善を行うよう、重ねて求めます。

次に、「保育教諭等のあり方検討部会」の報告書における申合せ事項についてです。

皆さんからは、申合せ事項について、「合意の範囲内での運用として取り扱うもの」であり、合意した当面の対応自体を変更するものではないという考え方が示されました。

その運用として「保育教諭を兼職する職員は、保育士の職にある者を原則とする」、「幼保連携型認定こども園の園長を兼職する者は、行政系管理職員を原則」としつつも、「幼稚園長や保育園長等も兼職できる取扱い」が示されましたが、現に多くの幼稚園教諭が配置されている実態があること、また、こども園の園長は、幼稚園教諭と保育士の資格免許を併有し、5年以上の経験を有する者が就く職ですが、その資格免許を併有する「行政系管理職員」は、ほとんど存在せず、いずれも実現性には強い疑義があります。

さらに、幼保連携型認定こども園の運営について申し上げますと、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設としての機能を、必ずしも発揮できているとは言えません。

皆さんからは、報告書の内容について、「意見交換をしてみたい」との言及がありました。今後も労使で十分な意見交換を行い、仮に、特別区において、幼保連携型認定こども園を継続していくなれば、保育教諭の恒久的な人事・給与制度の構築が必要であり、そのため、保育教諭の「職名・職種」、「採用」、「昇任」、「転職」、「給料表」等はもちろんのこと、「身分」、「所属共済組合」など基礎的事項についても、特区連は、統一交渉により解決していく課題と考えていることを、改めて表明させていただきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は解除されましたが、保健所の職員は、感染症対策について、一瞬たりとも気を緩めることができない状況が続いています。他の部署においても、事業者から融資等の相談や急増する生活保護への対応、また、子どもたちの感染防止に細心の注意を払う保育園、学童クラブ等、そして、全ての区民に一律10万円を給付する「特別定額給付金」の支給や

急増するマイナンバーカードの窓口対応においても、職員は奮闘しています。他の部署においても、区民福祉を停滞させないために、職員は懸命に取り組んでおります。

この、前例のない、深刻な状況の中で、懸命に取り組む職員の労苦に十分に伝えるため、区長会が、賃金や労働条件の改善に向けて一層努力することを、強く求めるものです。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、特区連の皆さんの考え方について、改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数については、私どもの判断をご了解いただきましてありがとうございます。

今年度の特別給については、今後、人事委員会の勧告等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。

最後に、先ほども申し上げましたように、皆さんとは、後日、令和元年度の「保育教諭等のあり方検討部会」の報告書の内容について、意見交換をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。